

# 前橋市 次世代脱炭素設備導入補助金

エネルギー価格高騰の影響を緩和するため、市内事業者に対し、省エネ化・脱炭素化を促進する設備導入費用の一部を補助します。

- ◆ 対象期間 令和4年10月1日(土)～令和5年2月28日(水)  
(期間内に導入し、支払いが完了することが条件です)
- ◆ 受付期間 令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火)  
※受付期間内であっても対象期間を過ぎたものは申請不可  
また、予算額に達した場合は期間内でも終了予定
- ◆ 対象設備 自らの事業所に設置し利用する下記設備の  
設備費及び工事費
  - ・太陽光発電設備
  - ・定置型蓄電池設備
  - ・外部給電機能付電動車(EV・PHEV)
  - ・V2H(電気自動車充給電設備)
- ◆ 対象者 市内で1年以上事業活動を営む個人事業主、  
本社・支社・支所・支店・営業所等を置く法人
- ◆ 補助率 1/2
- ◆ 補助上限 100万円  
4 設備まで最大400万円

※申請方法等の詳細は広報まえばし12月1日号でお知らせします

◎問合せ先 環境部環境森林課 電話 027-898-6292

前橋市  
MAEBASHI CITY



## ◆申請イメージ【一般的な流れ】

※今後一部見直す場合あり

### 【1】申請日までに発注・契約・設置・支払が終わっている場合

#### 1 補助事業の実施



#### 2 補助金の交付申請(実績報告申請を含む)



※(申請書及び各様式:市役所2F環境森林課又は市ホームページから)

※必要事項が確認できない場合など、書類の追加をお願いする場合があります

#### 3 交付請求書の提出

※申請から振込みまで相当期間かかる場合があります

### 【2】申請日の後に発注する場合

#### 1 補助金の交付申請



※(申請書及び各様式:市役所2F環境森林課又は市ホームページから)

※必要事項が確認できない場合など、書類の追加をお願いする場合があります

#### 2 交付決定後に補助事業の実施



#### 3 実績報告書の提出



※(申請書及び各様式:市役所2F環境森林課又は市ホームページから)

※必要事項が確認できない場合など、書類の追加をお願いする場合があります

#### 4 交付請求書の提出

※申請から振込みまで相当期間かかる場合があります

【1】【2】いずれも申請額が予算上限に達した時点で終了となります。  
また、予算内であっても補助対象外となる場合がありますので、  
申請予定の方は環境森林課まで事前相談をお願いします(11月受付開始)。